



基本施策4-3 都市基盤の保全・整備

施策61

安全で持続可能な道路機能の保全・整備

■めざす姿(施策の目的)

都市計画道路や市幹線道路が、バリアフリー化や無電柱化等を考慮した上で整備されています。また、道路や橋りょうなどの道路施設について、予防保全型の管理や市民・事業者・市との協働による取組により、長期にわたり機能の確保がなされています。

このことにより、誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保ができます。

■現状と課題

都市計画道路の整備や既存道路の改修を進めるほか、災害時に緊急車両等の通行や避難行動の障害にならないための狭い道路の拡幅に向けた取組、バリアフリー化や無電柱化等の誰もが安全で快適に移動できるための「道路のユニバーサルデザイン^{*21}化」について、より一層推進することが必要です。

また、道路等の維持管理について、予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の効率化に向けた様々な取組が求められています。

■施策の方向性

- 都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化事業や無電柱化事業等を計画的に推進します。また、橋りょう等の長寿命化に取り組みます。
- 狹い道路に面した土地所有者などに理解と協力を得られるよう働き掛け、積極的に狭い道路の早期解消に向けて取り組みます。
- インフラマネジメント計画に基づき、先進技術を活用した予防保全型の管理を推進します。
- 市民協働や官民連携など、様々な担い手による道路等の維持管理を進めます。



構造物の点検

■指標

指標名	基準値	目標値(R7)	指標の説明
橋りょうの老朽化対策実施率	20.0% (R2)	66.7%	老朽化対策が必要な橋りょうのうち、対策を実施したものの割合です。
市内の狭い道路の割合	9.05% (R2)	7.36%	市道における狭い道路が占める割合です。
道路の舗装や構造物に関する要望・相談の対応件数	530件 (R2)	450件	道路の舗装や構造物に関する要望・相談に対応した件数です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
道路改良整備事業 都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化や無電柱化等を推進します。また、道路施設の老朽化・耐震対策を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
狭い道路拡幅整備事業	建築基準法第42条第2項に該当する道路等の狭い道路に接する土地を道路用地として提供を受け、整備を行うとともに、提供者には助成等を行います。
道路等維持管理事業	民間活力を活用した包括管理の手法により、更なる市民サービスの向上と管理費用の削減を図ります。また、先進技術の導入や点検を踏まえた計画的な管理により、予防保全型の管理に取り組みます。 街路樹については、良好な道路環境を保つため、大径木の間引きを行います。

■協働により推進したい取組

- 道路等の清掃などの美化活動や包括管理に関すること

■SDGsとの関連



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS